

札幌市成年後見制度利用促進基本計画の実績報告について

札幌市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」）に基づく市町村基本計画として、2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）の計画期間で策定され、計画期間満了後の2024年度（令和6年度）以降は、本市の地域福祉分野の個別計画である「札幌市地域福祉社会計画」へ統合し、一帯の計画となりました。

札幌市成年後見制度利用促進基本計画では、「一人ひとりの意思と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を基本理念として掲げ、以下の3つの基本目標を立てました。また、計画の成果を確認するため基本目標ごとに成果指標を設定しています。

実施結果については以下のとおりとなっており、成年後見推進センターの設置等、概ね計画に沿って取組みを進めておりました。

この度、2023年度の成果指標の実績を以下のとおり取りまとめたので報告いたします。

実施効果（成果指標）	実施結果
基本目標1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します	
<p><施策> ○権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築</p> <p><指標> ○中核機関及び協議会の設置 →2021年度末までに設置</p>	<p>2022年3月に中核機関として札幌市成年後見推進センターを設置し、広報業務や相談業務を中心に成年後見制度の利用の促進に向けた取組みに努めました。</p> <p>また、協議会として札幌市成年後見推進協議会を設置し、地域連携ネットワークを効果的に機能させるための取組みについて検討を進めました。</p> <p><実績> ○<u>中核機関の設置</u> ・2021年度末に設置 ○<u>協議会の設置</u> ・2022年度に設置</p>

基本目標2 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます	
<p><施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度利用につながる情報提供や相談の実施 ○成年後見制度利用支援事業の推進 ○後見人となる人材の育成・活用 ○適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備 <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の認知度 <ul style="list-style-type: none"> →2023年度末までに33% ○権利擁護支援に関する研修受講人数（累計） <ul style="list-style-type: none"> →2023年度末までに3,000人 ○本人・親族申立ての報酬助成件数（累計） <ul style="list-style-type: none"> →2023年度末までに330件 	<p>札幌市成年後見推進センターでは、パンフレットの作成やホームページの開設などの広報業務や、制度に関する一般的な内容や個別的な案件に関する相談業務等を実施しました。</p> <p>また、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業の職員といった福祉の関係機関の職員を対象に研修を実施しました。</p> <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の認知度 <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度 30.1% ・2022年度 35.5% ・2023年度 38.6% ○権利擁護支援に関する研修受講人数（累計） <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度 107人 ・2022年度 1,200人 ・2023年度 2,172人 ○本人・親族申立ての報酬助成件数（累計） <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度 116件 ・2022年度 325件 ・2023年度 577件
基本目標3 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます	
<p><施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○後見活動を支援する仕組みづくり <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○後見活動等に関する相談対応 <ul style="list-style-type: none"> →2021年度末までに実施 ○チーム構築の支援 <ul style="list-style-type: none"> →2021年度末までに実施 	<p>成年後見推進センターでは、成年後見制度を利用する前段階での相談のみならず、既に制度を利用している方についても、親族後見人からの相談を受け付けています。</p> <p>また、相談窓口の周知については、家庭裁判所と連携して親族後見人への案内を行いました。</p> <p>チーム支援についても2022年度から実施しています。</p> <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○後見活動に関する相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度から開始 ○チーム構築の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度から開始